

生きいき憲法

(題字：日野原重明)



東京の九条の会をつなぐ

九条の会 東京連絡会

Contents

安倍政権の「壊憲」に対抗するわれわれの課題 (つづき)	(講師：伊藤 真氏) ……	1
第7回「憲法を守り生かそう西東京市民パレード」		
SAVEザ9条・SAVEザ憲法西東京の会 ……		8
『標的の村』上映会&トークセッションを開催して	安全保障法に反対する立教人の会 ……	9
学習会を軸にした「私学九条の会・東京」の活動	私学九条の会・東京 ……	10
日本憲法を世界へ	(小玉正朋氏) ……	11

九条の会 東京連絡会 学習会 (11月28日)

安倍政権の「壊憲」に対抗するわれわれの課題(続き)

伊藤塾塾長 日弁連憲法問題対策本部副部長 弁護士 伊藤 真氏



「個人の尊重」とは？

すべて国民は個人として尊重される(憲法

全世界の国民(人類)を視野に入れた憲法となっております。それが認められない以上、自衛隊は海外に出かけていって人殺しはできません。装備品は一級のものをもって海外に出かけていっても、人を殺すためには使えません。ですから、法的には軍隊といえませんが、にもかかわらず、自衛隊は軍服を着せられて、軍隊の装備を持たされ、海外で軍隊としての仕事を押しつけられるわけです。法的には軍隊ではない組織に軍隊としての仕事をさせてしまう。この矛盾はぜんぶ自衛官にかかってくる。自衛官は万が一、人を殺してしまったら、その行為を交戦権で正当化することができます。我々市民と同じ殺人罪として、正当防衛だったか否かを日本の裁判所で審理することになります。私は、自衛隊は法的には正規の軍隊ではないけれど、9条2項が禁止する「その他の戦力」にあたり、憲法違反の存在だと個人的に思っています。将来的には国境警備隊、あるいは国際災害救助隊に変えていくべきです。

9条の1項では、侵略戦争を放棄しています。これは世界標準です。2項で戦力を保持しない、国の交戦権を認めないと規定しています。この2項こそが重要です。そして、前文で平和的生存権をうたい、

「平和主義」とは？

9条の1項では、侵略戦争を放棄しています。これは世界標準です。2項で戦力を保持しない、国の交戦権を認めないと規定しています。この2項こそが重要です。そして、前文で平和的生存権をうたい、

交戦権が否定されていますから、海外へ出かけていって、軍隊として武力行使はできません。故に、日本が攻撃されていないのに、集団的自衛権の行使

と言って、海外へ出かけていって、武力行使はできません。日本が攻撃を受けていない限りは、どんなに自衛の名目を掲げたとしても海外へ出かけていって武力行使は一切しない。これをずっと守ってきました。当然です。日本が攻撃を受けていないのに、自衛の名目で海外へ出かけていけば戦前と何も変わりません。満蒙は日本の生命線だ、南の石油やボーキサイト、ゴムが入って来なくなれば、市民の生活が困窮する、自存自衛の戦いだ、と言って戦争を始めました。その反省に立ってきたわけです。

ところが、2年前の閣議決定、そして昨年の戦争法で、日本が攻撃を受けていないにもかかわらず「明白な危険があります」と、時の政府が判断すれば、世界中どこでも出かけていって武力行使、すなわち人殺しが可能になる。憲法で交戦権を認めていないのだから、これは憲法違反です。もしやりたいのなら、憲法を改正してからやってくださいという話です。

■安倍政権の「壊憲」

憲法破壊を画策する側としてみれば、戦前の神権的「国体」思想を潰されてしまったので、これをなんとか復活させたい。そして、本物の立憲主義の憲法ができてしまったものですから、これを攻撃したい。この2つはセットです。戦後は、憲法で神権的「国体」思想を解体し、立憲主義を本物にしたわけですから、憲法を壊したい側してみれば、常にこれはセットで出てくる。象徴天皇制、九条、政教分離を攻撃してきます。家制度を復活させたい、ということから憲法24条を攻撃してきます。そして立憲

主義を攻撃します。憲法自体を押しつけたの、時代にあわないだの、と攻撃します。個人主義を利己主義に置き換えて攻撃します。

そして憲法24条の攻撃です。選択的夫婦別姓を攻撃したり、同性婚を攻撃したり、性別役割分業を意識的に推進させたり、男女共同参画社会にも反対をしていました。24条の婚姻は「両性の合意のみに基づいて成立」ということから、同性婚は憲法違反だということもいます。しかしこの規定は、家長の承認を得ないと結婚できなかった戦前と違い、二人の合意だけで結婚できるという意味です。LGBTについて禁止しているわけではありません。

そして、徹底的な個人主義の攻撃です。さまざまな社会問題、例えば子どもが親を殺したり、家庭の不和とかは、みんな憲法が悪い。なんでもかんでも憲法のせいにして攻撃する。若者がわがままになったのは憲法の個人主義のせいだと平気で言ったりする。時々、裁判所を攻撃します。非嫡出子差別違憲判決もそうですし、イラク訴訟名古屋高裁の判決もそうです。原発差止め判決もそう。裁判所の存在意義、役割について無知な人たちが裁判官を攻撃するわけです。それを押し戻すのは私たち市民の役割です。司法を支えるのも市民です。

●戦後行われてきた尊厳を奪う政策

主権者として一人ひとりが主体的に行動するためには、一人ひとりの個人の尊厳が尊重されないといけません。民主主義の主体的な担い手になるために必要な情報や教育や、そして連帯が必要です。ところが、現在の日本では貧困・格差の拡大、社会保障

の後退、自己責任・家族の責任の強調、そして、愚民化政策がずっと行われてきました。この国では立憲主義教育、自立した市民となるための教育が一切なされてこなかった。戦後、「新しい憲法のはなし」という素晴らしい副読本が出ました。九条のくだりを読むと、今でも感動するくらい素晴らしい内容です。ところが、残念ながら「新しい憲法のはなし」には立憲主義は一言も出てきません。私たち国民が憲法を守っていかねばいけない、憲法を守るのは自分たちだという考え方で、私たちが政治家たちに守らせるのが憲法だという立憲主義の発想は皆無です。

そして尊厳を奪う政策が行われてきました。主体的なものを言うためには、まず自分の生活がある程度確立できなければ声もあげられない。食べていくだけで精一杯という人たちに、憲法を守るために立ち上がれと言るのは酷な話です。ですから、労働法制もそう、貧困・格差もそう、ネット右翼を育ててみたり、助長したりというようなこともやるわけです。そして、様々な形で教育に介入してくる。G7各国の中で、教科書検定のように予め国が教科書をチェックする国は日本だけです。

●安倍政権の壊憲の実績

安倍政権の憲法破壊は3つあります。政策による憲法破壊としては、新自由主義推進だとか、原発再稼働、TPP、消費税、沖縄問題などがあげられます。次に、解釈による憲法破壊。戦争法は言うまでもありませんが、内閣に無制限な解散権を認めてしまう解釈もおかしい。そして、明文改憲による憲法破壊。

2005年には「新憲法草案」が自民党から出されています。そして、2012年には「日本国憲法改正草案」が出されているという状況です。

2005年に「新憲法草案」が発表されました。因みに、憲法改正草案ではありません。新憲法草案として堂々と発表しています。しかし、国会議員には憲法改正の発議をする権限があるだけで、新憲法制定の発議をする権限がありません。こんな草案を出すこと自体が完全に憲法尊重擁護義務違反です。その後、第一次安倍政権の時代に、教育基本法の改悪、そして国民投票法を成立させました。民主党政権の時代には、「自民党憲法改正草案」を発表します。野党時代ですから、本音がそのまま出ていると言えるものです。さらに第二次安倍政権で、マイナンバー法、国家安全保障会議や特定秘密保護法、軍拡路線。安倍政権になってもう5年間、ずっと軍拡路線で、防衛費が年々増額しています。その中で、辺野古の問題、防衛装備移転三原則。あえて武器を防衛装備と言い換えて、武器輸出を邁進します。たたみかけるように、安保法制懇から集団的自衛権行使容認の閣議決定、新ODA大綱の閣議決定、アメリカとの日米ガイドライン合意。ガイドラインは条約でもなんでもないのに、先に合意をし、アメリカの議会で約束をし、そして戦争法の成立。今はそんな状況です。

自民党改憲草案（2012年）の問題点

様々な問題がありますが、天賦人權を見直すとい、独立国家で軍隊をもつのは常識なので、国防軍、

正規の軍隊をつくらうと言っています。それは自主憲法を制定したい、軍事力で国際貢献をしつかりしたいという思いが強いのだろうと想像するのですが、一人ひとりの個人を大切にすることよりも軍事的、経済的に強い国をつくりたい。まさにこれは戦前そのものです。これが本質です。

まず、土台となる立憲主義という考え方を破壊しています。その上で、三本柱の国民主権を後退させ、人権保障を形骸化させ、平和主義を突き崩し、「戦争ができる国」をめざします。その象徴がまさに国防軍の創設です。ただ、いきなりこれを行うと国民の抵抗が強いので、国民の抵抗感のないところから、まずは取りかかろうと思えます。繰り返しになりますが、個人の人権保障のための憲法から、為政者が国民を支配し、命令するための憲法に変容します。

● 目的は「個人の幸せ」より「国家の継承」

何よりも13条の個人の尊重をやめてしまいます。「人」として尊重する、ということでも個人を否定します。近代立憲主義は国家から個人を守るところに本質がありますがそれを否定するのです。戦前のドイツと日本は個人を否定するところが特徴でした。それに戻ろうとしているのです。そして前文を見ると、最後の締めくくりに「……国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」。憲法制定の目的は国家の継承になるわけです。一人ひとりの個人の幸せはまったく出てこないという憲法の前文です。

● ときの政権の判断で人権を制限

九条の会第6回全国交流討論集会の記録 DVD・報告集

九条の会第6回全国交流討論集会（2016年9月25日開催）を記録した報告集（B5判・56ページ）および全体会の記録DVDが「九条の会」で販売されています。

■報告集=1冊 800円（税込）+送料 82円= 882円
（5冊以上は送料無料、10冊以上は1割引です）

■DVD=1枚 1,500円（税込）
+送料 160円= 1,660円

■お申し込みは、九条の会事務局まで
電話：03（3221）5075
FAX：03（3221）5076





人権に関しては、天賦人権を規定した97条を削除します。憲法は「公共の福祉」という言葉を使っ

ていますが、それをやめて「公益および公の秩序」という言葉に入れ替えます（12条、13条、21条）。これでは法律によって自由に人権制約ができた戦前の明治憲法と変わりません。第12条を見ると後半が大きく違います。「……、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」。権利には義務は伴いません。法的には別物です。国民に義務を負担させるために、権利には義務が伴うと言っているのでしょうか。

「公益及び公の秩序」ですが、今の憲法では「公共の福祉」という言葉です。「公共の福祉」は英文だと「public welfare、wす。public、はpeople、と同じ語源と言われている、人の集まりというニュアンスです。それを「public」とはまったく逆のイメージの「公益」「公の秩序」にしてしまっている。「公（オオヤケ）は昔の大和言葉では「天皇」や「官僚」などを表すときに使われた言葉です。しかも「公益」や「公の秩序」というのは、ときの政権が決めることとなります。原発推進が公益なんだと決められてしまつたら、「常に」それに反してはいけないということになつてしまつ。さらに、第21条2項に「公益及び公の秩序……認められない」を入れてしまつています。原発推進が公益だと認められると、これに反する活動は一切認められないということになりま

す。沖縄高江のヘリパッド建設が公益につながると決められたら、それに反対する座り込みは一切認めないということ。国が決めた政策が公益になりますから。言論の自由さえこのように否定しようという文言を平気で堂々と入れてくる発想は驚きです。

●個人の否定、道徳・倫理に国が介入

自民党改憲草案の第24条、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」。ですが、社会の基礎的な単位は個人のはずです。一人ひとりが集まって家族になる。ところが、基礎的な単位を家族という集団にしてしまいました。まさにこれも個人主義の否定です。家制度を復活させようとするわけですから、家族は尊重したいし、助け合いたいけれど、それを国が言うのはどうか。個人よりも集団の価値、ライフスタイルの強制、道徳、倫理へ国が介入してくる。そして、家族で助け合わなければならないということは、要するに国は助けられないということです。社会保障の削減の口実になります。

他にも、判例で認められている人権をさらに後退させて改悪しようとしています。例えば政教分離の例外を認めて靖国参拝も堂々と自由にできるような中身になつてしまつています。

●戦争ができる国づくり

そして、何よりも戦争ができる国になっています。「在外国民の保護」に関する条文も入れていきます。在外国民を保護するために、国防軍が出かけていく。国民保護の名目で軍隊が出かけていって戦うことを戦前はやってきた、それをまた繰り返すつもりか、

ということ。軍事機密保持は特定秘密保護法でやってしまいました。集団的自衛権行使、国際協力は今回の法律でやってしまいました。戦争する国にするために、どうしても必要なのが緊急事態条項です。これは戦争条項です。戦争する国には必ず緊急事態条項があります。緊急事態条項をもっていないのは日本くらいです、と言う人がいます。当たり前です。戦争条項なんですから。戦後の日本は軍隊をもたず、戦争をしない国にしました。だから緊急事態条項がないんです。

●緊急事態条項が孕む危うさといかがわしさ

自民党改憲案では第98条で、何を緊急事態にするのか限定していません。「その他法律に定める緊急事態」ですから法律でいくらでも広げることができま。例えば、為替相場が急変動した、株価が暴落した、何か大きな経済的な危機を緊急事態と定めておけば、緊急事態だと言って、人権を止め、内閣に全ての権力を集中させることができます。緊急事態を口実に、内閣が全権を掌握する。そんなことができましまつ、こんでもないことです。緊急事態条項をもっている国は、緊急事態をかなり限定しています。ところが、自民党案は法律でいくらでも緊急事態を広げることができてしまうのです。

そして第99条の1項は、「……内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」となつています。政令は内閣がつくる法律のようなものです。新しい法律を政令という形で内閣だけで作れてしまつわけです。ということは、今ある法律を内閣が全部自由に書き替えられる、と言っているのと同

じことです。刑事訴訟法や盗聴法だとか、そうした刑事手続きに関する法律も内閣だけで全部書き替えることができます。なんと憲法改正の国民投票法さえも書き替えられます。今は国会の発議があつて60日から180日の間に国民投票が行われます。少なくとも60日間は国民投票運動の期間を確保しなければなりません。それを政令で作って書き替え、翌日国民投票です、などということができてしまう。ありとあらゆることが全部、政令で書き替えができてしまう。内閣に全権を委任してしまうヒトラーの全権委任法以上に性質が悪いものを堂々と主張している。あらゆる人権が制限され、罰則で強制されます。

4項では、解散を制限し、任期の延長ができることになっていきます。いったん緊急事態が宣言されたら、その内閣が半永久的に続く。ときの政権の延命に利用することができるのです。災害対策として緊急事態条項が必要だと平気でウソをいいます。災害対策では現場の裁量の方が重要だし、すでに法律で整備されています。憲法で、内閣に全権を委任する規定など全く必要ありません。

●歴史で証明されている「緊急事態条項は無用」

明治憲法には戒厳令などいろいろな緊急事態条項がありました。それで戦後の新憲法制定のときに、緊急事態条項は必要ではないかという議論がありました。参議院に緊急集会を設けるし、必要に応じて法律で定めれば十分ということになりました。このときに、金森徳次郎が政府側の答弁を一手に引き受けました。その金森さんが緊急事態条項について

質問を受けて、このように答えています。「行政当局者にとつての便利を尊ぶか、あるいは民主政治の根本の原則を尊重するかの分かれ目になる」と。そして驚くべきは、「過去何十年の日本の立憲政治の経験から言つて、間髪を持たないという程の急務はなかった」と言っていることです。東京大空襲があり、原爆を2つも落とされ、大変な状況にあつた。でも考えてみたら、ポツダム宣言の受諾は、内閣が独断で決めたわけではなく、正規の手続きの中で行つていきます。あれ位の戦争では緊急事態条項は要らないということですよ。

国家緊急権は「内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもつては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」と定義されます。憲法秩序を一時停止、つまり人権保障や権力分立を一時停止してしまうのですから、よほどのことでなければだめです。そして国家の存立維持を目的とするものです。軍隊は国家を守るもので、国民を守るものではないというのが軍事の常識です。統合幕僚会議議長という自衛隊制服組のトップだった栗栖弘臣氏の「日本国防軍を創設せよ」(小学館)にも書いてあるような常識です。それと同じように、国家緊急権は国家を守るもの。国家の存立を維持するもので、国民を守るものではない。緊急事態条項が災害から国民を守ってくれるものと誤解してはいけません。

●安倍政権の壊憲手法はまさに「法の下克上」

日本国憲法は、他国と同じように、個人の尊重を

守る立憲主義、近代憲法と共通する人類の叡智を引き継ぎました。もう一つ、徹底した恒久平和主義。これは日本独自のものです。日本の先進性の表れであり、他国と大きく違うところですよ。個人のレベルで「人と同じ、人と違う」があつていいのと同じように、国のレベルで「他国と同じ、他国と違う」があつていいと思います。ところが自民党改憲草案は、他国と同じであるべき立憲主義から決別し、へんな国になろうとしています。さらに日本の叡智である恒久平和主義から決別し、普通の国になりましょう、と言います。同じところと違うところを見事に逆転させよ



うとしています。まず解釈を変えてしまい、運用を変えて、個別法を変え、基本法をつくり、そして仕上げとして憲法改正へと、本来とは逆の流れで、この国の形を変えようとしています。麻生さんは言いました。「国民の気づかないうちに実質的に憲法が変わっていたナチスの手法をまねしたらどうかね」と。まさにその通りなのが着々と進んでいます。これはまさに法の下克上です。

■我々のなすべきこと

私たちは日本をどんな国にしたいのでしょうか。私は、憲法という法によってコントロールされる国がいいです。力によって支配され、あるいは誰か特定の人が支配する国は嫌です。ましてや安倍の支配なんてまっぴらごめんです。対米従属もいやです。ただ、自分はどうかだったか。誰かに決めてもらって、その人に従っていればなんとかなる。自分はそう思っていないかったか。私たちが自分で主体的に行動できなければ、誰かに決めてもらって従っていればいいやと思っていれば、トップだって同じことを考えるわけです。対米従属、対米隷属と言って批判しても、自分はどうかだったか、会社の中で自分はどうかだったか、学校の中でどうかだったか、組織の中でどうかだったかということ。私たちが変わらなければ国が変わるわけがありません。

●安倍政権を止めるのは国民しかない

安倍政権の暴走を止めるのは、たとえば官僚が止めなくてはいけない。国会も止めないと、裁判所だつて止めないと。メディアだつて批判して監視しない

九条の会東京連絡会 学習会・決起集会

安倍政権「退場」を見据えて さあ次の一手を!



- と き 3月22日(水) 開会18時30分～
- と ころ 豊島区立生活産業プラザ 8階多目的ホール
(池袋東口下車徒歩7分) 裏面地図参照
- おはなし 憲法施行70年 あらためて輝きを増す日本国憲法
池田香代子 (九条の会世話人・翻訳家)
伊藤 千尋 (九条の会世話人・元朝日新聞記者)
小森 陽一 (九条の会・事務局長)
- 参加費 800円 (学生無料)

はや3月 待ったなしの情勢 誘い合ってご参加を!

主催：九条の会東京連絡会
お問い合わせ：〒113-0034 文京区湯島1-12-5 小安ビル6F
TEL. 03 (5812) 4495 FAX. 03 (5812) 4496

といけない。しかし、残念ながら官僚は人事権を把握され、国会は一強多弱、裁判所も消極的、メディアも萎縮したり、忖度したりという状況。となると、もう国民しかないということ。私たちが国民の対抗手段としては、政治部門のルートでは、さまざまな表現の自由、署名運動などの請願権、そして選挙権です。改憲勢力に対抗する「立憲勢力」として団結していく。「護憲」「改憲」という対立軸ではなく、憲法を大切にするという意味で「立憲勢力」として

対抗していくのがいいと思っています。そして司法のルートでは、違憲判決を出させるために市民の支援が不可欠です。裁判官を孤立させてはだめです。市民が声をあげて、いかに司法を支えるかということも大切です。

●「奴隷の幸せ」に決別し

「自立した市民」としての行動を

憲法は国造りの設計図であり、為政者への命令書という本質があります。そこでの国民は、「自立した

市民」でなければなりません。自らの意思で学び、考え、行動し、社会に関わり、ものを言う口うるさい民です。それに対して、愚民・臣民は保護してもらえて、そこそこの生活はできるが自由がないという意味で「奴隷の幸せ」です。もの言わず従順な愚民、選挙にも行かず任せきりではだめです。非民主国家の為政者は愚民を歓迎し、愚民をつくり上げるための政策をせっせと行います。

自分たちが自立した市民にならないといけない。仲間を増やす、権力者をしつかり批判する、そしてメディアを褒めることが大切です。私たちは、日本のメディアは何をやっていると批判したくなりません。しかし、NHKや民放、新聞でも、時々いい番組、いい記事があります。そんなときに、いい番組は褒めてあげることがすごく重要なことだと思います。私がいい番組だなどと思う番組は、反対の人たちから見ればとんでもない番組です。徹底的にクレームの電話をかけて攻撃するそうです。そうすると、一生懸命いい番組をつくらうと思って制作したディレクターがシユンとしてしまいます。そんな中で、とてもよかった、またああいふ番組をつくってほしい、という電話が入ると全然違うと言うんです。いい番組だったら褒めてあげる。新聞の記事もそうです。いい記事があったりしたら褒めてあげる。これはとても重要なことです。

若い人に話をする時、「選挙に行っても何にも変わらないんじゃないですか」と言われることがあります。これは違います。選挙に行かなかつたら、どんな悪くなるのです。権力は常に濫用される危険が

あります。それを監視していく意味が選挙にはあります。行っても何も変わらない、政権交代なんてあるわけがないなんて言わないで、やっぱりおかしいと思ったら反対票を投じてくるのです。

●歴史から学び声をあげ続ける

諦めず一歩一歩前に

歴史を学ぶ勇氣も必要です。ドイツでは、未だに多くの人が昔のナチスの強制収容所に足を運び、一生懸命歴史を学ぼうとしています。今から40年ほど前になりますが、東大の小林直樹教授が緊急事態条項についての論文の中で指摘をされました。「明治国家は自らの緊急権体制の強化を通じて、周辺に危機を作り出し、あるいは危機を増大させ、破局にいたるまで突っ走ったという点で、緊急用の手段の準備自体が墓穴を掘る役割を果たしたともいえよう。このような制度のパラドクスは、明治体制に限らず、既に見てきたように、どこにでも生じうる問題である。……後代の日本はここから、貴重な教訓を学ばなければならぬ。それは最小限、次のような認識と知恵を与えるであろう」「第一に、どれほど強力かつ完璧な緊急権の制度も、それを上回る危機に対しては役立たないという認識」「第二には、緊急権制度は、立憲民主性にとって本質的に危険なものだという認識」「第三には、緊急事態を未然に防止するシステムを用意しておく知恵」、そして「これらを踏まえて、立憲民主制にふさわしい有効な対応策を考案することが、明治国家の残した教訓に従うゆえんである」「明治国家の苦い体験は、このようにして我々に多くの示唆を与えている。ところが『有事立法』

を要望する諸勢力の最近の動きは、歴史の教訓から何ものをも学んでいないように思われる。明治国家への復古的傾向が強くと、旧体制との連続性が広汎に見られる日本の社会で、15年戦争の記憶が薄れがちであるだけに、旧型の緊急権体制の復活がなされないという保証は全くない。それだけに、国民は20世紀末に再び大きな失敗を繰り返さないように、反面教師としての明治国家から、もっと積極的に学習すべきであろう」。これは40年前の小林先生の言葉です。今でもまったくその通りだと思います。だからこそ、私たちは歴史から学び、声をあげ続けること、そして市民としての役割を果たしていく。小さなことでも、できることはいくらかでもありますから、主体的に行動していく。

私の好きなラテン語があります。Festina Lente (ゆっくりいそげ)。慌てず、焦らず、諦めず、一歩が大切、という意味です。何があっても諦めない。選挙で勝つたり負けたりすることはあるでしょうけれど、絶対諦めず一歩一歩前に進む、それが大切だと思っっています。どうもありがとうございました。

■お詫びと訂正

前号の日本国憲法前文の記載(4ページ・1段目後ろから5行目)に誤りがありました。

以下のとおり訂正させていただきますとともに、謹んでお詫び申し上げます。よろしく留意ください。

「わが国全土にわたって自由(人権)をもたらし恵沢を確保し……」

← ……自由のもたらし恵沢……

第7回「憲法を守り生かそう西東京市民パレード」

SAVEザ9条・SAVEザ憲法西東京の会 森 武郎

12月23日午後、第7回「憲法を守り生かそう西東京市民パレード2016」が実施されました。

午後2時、田無庁舎広場に180人の市民が参加して出発集会。西東京AALAの増賀さんの司会で開会。実行委員長の西さんが開会挨拶。続いて今回ゲストとして、毎週国会前の「希望のエリア」で行動を展開しているグループの皆さんとともに参加した前進座の紫野明^{しのあすか}日香^{あすか}さんが特別報告。ひとりのシングルマザーが、原発再稼働、戦争法強行、沖縄への基地押しつけに、自分も声をあげなければと行動に参加するに至った経過と決意を報告しました。最後には「いのちを守ろう」「子どもを守ろう」「赤ちゃん守ろう」「平和を守ろう」「みんなで守ろう」とアピール。集会参加者もコールしました、

続いて参加各団体の挨拶にうつり、東京土建の佐藤副委員長、新婦人の加藤支部長、まちづくりフォーラムの鈴木代表、西都保健生協の武藤さん、田無9条の会の田村さん、9条女の会の荻草さん、戦争する国づくりを許さない西東京（準備会）の森さん、平和を望む市民の会の中村さんなどから、南スーダン派遣の自衛隊への戦争法基準の適用、オスプレイ

配備、TPPや年金切り下げ法の強行、市民の意見を無視したまちづくりに反対など、それぞれの1年間の取り組みの経過とたたかう決意が表明されました。また、「平和を望む市民の会」会長（高校3年生）の主権者としての自覚に立ったメッセージが中村さんから紹介されました。

安保法制に対する違憲訴訟団からのメッセージも事務局の山口さんから紹介されました。続いて参加した市議会議員の紹介と挨拶が行われ、共産党の藤岡、大竹、森住の3議員、生活者ネットの後藤、加藤の2議員が紹介され、代表から挨拶がありました。無所属の森輝雄議員、納田議員、未来の山崎議員、民主フォーラムの森信一議員からは欠席の連絡があったと紹介されました。

つづいて中村さんから募金の訴えがあり、（パレード終了後の報告によると）4万8000円余のカンパが寄せられたとのことでした。

以上で出発集会を終わり、事務局長の西川さんからパレードについての注意が行われ、3時から市民会館までのパレードに移りました。

東京土建の宣伝カーを先頭に、前進座の紫野さん、ママの会の坂井さんの力強いコールとアナウンスで、「みんなの力で・憲法守ろう」「みんなの声で・平和を守ろう」「力を合わせて・未来を守ろう」「子供を守ろう」「赤ちゃん守ろう」などの短い、そして力強いフレーズの声、リズムカルな太鼓の音とともに、街中に響き渡りました。

パレード参加者は150名。市民会館横の広場で解散集会を開き、来年のたたかいへの決意を固めあって散会しました。



「『標的の村』 上映会&トークセッション」立教で語ろう！ 沖繩の現在（いま）と平和・人権・環境・自治」を開催して

安全保障法に反対する立教人の会共同代表 高木恒一

去る2017年1月19日（木）午後6時30分より、
沖繩・高江のヘリパッド建設問題を描いたドキュメンタリー映画「標的の村」（2013年、三上智恵監督）の上映会とトークセッションを開催しました。

このイベントの主催は、2015年に活動を開始した立教大学の教職員・学生の有志団体である「安全保障法に反対する立教人の会」と、持続可能な発展のための教育（ESD）を研究する学内研究所である「ESD研究所」、これに豊島9条の会に共催として加わっていただき、大学と地域が連携したイベントが実現しました。

このイベントの目的は2つありました。一つは、沖繩・高江の問題を通して平和・人権・環境・自治の問題を考えることです。ご存じの方も多いと思いますが、「標的の村」は琉球朝日放送のキャスター・



ディレクターだった三上氏を中心としたテレビ取材チームが、2000年代後半から2012年にかけてのヘリパッド建設問題を、住民の視点に立って記録したものです。圧倒的な権力と暴力を振るいながらヘリパッド建設・オスプレイ配備を強行する政府と、これに粘り強く抵抗運動を続ける市民の姿を描いた映画の内容を共有し、ここから私たちに何ができるのかを考えることが重要だと考えました。

もう一つの目的は、地域と大学の連携の模索です。

これまでは地域団体と大学有志の運動体は目標を共有しながらも連携はできていませんでした。今回のイベントは、こうした状況を打破し、連携を進めるための第一歩と位置づけました。

当日の参加者は約150人。上映後の

トークセッションではESD研究所長の阿部治氏をコーディネータとしてトークセッションを行いました。登壇者は、立教の学生が2名、豊島9条の会から1名。それぞれ沖繩の現状に対する率直な思いが語られました。その後、フロアからもたくさんの方が意見を表明しました。この中では、映画の感想や沖繩への思いに加えて豊島区内で展開されている平和運動や道路建設反対運動などの紹介もありました。

今回のイベントを通して、地域の多様な市民がそれぞれの立場で平和・人権・民主主義・自治のための活動を展開していることを感じるとともに、大学人も含めた人々のつながりの重要性を改めて感じさせました。この経験を生かして、今後連携した活動を展開していきたいと考えています。



学習会を軸にした「私学九条の会・東京」の活動

私学九条の会・東京 事務局長 伊豆明夫

「私学九条の会・東京」は、東京の私立学校理事長、校長、幼稚園園長、東京私教連委員長（教職員組合）などの呼びかけにより、2006年1月26日の結成総会で誕生しました。

毎年2～3回の学習会を中心に活動し、その数は37回（フィールドワークも含む）に達しています。

最近の講師とテーマを紹介すると、2015年10



高田健氏講演 (2016年2月)



俵義文氏講演 (2016年11月)

月・五十嵐仁氏「戦争法案との闘いとこれからの政治展望」、2016年2月・高田健氏「戦争法廃止、立憲主義回復へ——全国2000万人統一署名と国政の変革——」、6月・中野晃一氏「——参院選直前

——市民運動と野党共闘で戦争法廃止を」、11月・俵義文氏「安倍政権を支える日本会議の野望」で、かなり著名な方々をお願いして、内容の濃い学習会を

11年にわたって続けた。フィールドワーク企画として、陸軍登戸研究所、東富士・北富士演習場、靖国神社などを、地元の方の案内により

見学、学習してきました。学習会やフィールドワークの記録はニュースとして各職場に届けられ、号数は41号に達しています。

もう一つの活動は、集会への参加呼びかけです。2015年以降は戦争法反対・廃止の闘いで、国会前集会参加の中心を担うと共に、2000万人署名では東京私教連と共同して3299筆を集約しました。

11年にわたって会を支えてきたのは事務局の力が大きいといえます。東京私教連役員を含む現職教職員と退職教職員、父母有志の10名程度で組織し、1～2か月に1回の会議で会を運営しています。毎回会議のほぼ2分の1の時間を割いて、情勢についての意見交流を行うのが活力となっています。財政的には年間1000円の賛同金を募り、ニュースなどの発送費用にあてています。

会の課題もあります。学習会の参加者、特に若手の教職員の参加がまだまだ少なく、憲法改悪を止めていくには、もっと広がりを持った運動を築いていかなければなりません。

各学園には、14の職場九条の会と江戸川区の職場が合同でつくる私学九条の会があります。最近では駒込学園九条の会が、2度の職場憲法学習会を開くなど活発な活動をしています。私学九条の会・江戸川では、学習会を開き、手づくりのリーフレットを配布する活動に取り組んでいます。こういった職場九条の会との結びつきをいっそう強めていくことも、「私学九条の会・東京」の今後の課題といえます。

日本国憲法を世界へ

相模台・南台九条の会 小玉正朋

私は相模原市で或る九条の会に属しております。

数年前に憲法のこと騒がしいので現憲法がどんな風に作られたかと思い、調べ始めました。終戦直後に作られた現憲法の制定経緯は順調に推移したものでなく、かなりドラマチックな事件が重なっており、内容は高貴な理念も表現されておりました。

「戦争放棄」を「憲法九条」に入れることについて、GHQのホイットニー局長は「戦争放棄はあえて独立の章にしたのだ。重要な内容を出来るだけ強調する為なのだ。恒久平和をめざしてゆく世界の動きに於いて、日本が道徳的リーダーシップを取れる機会を与えるものだ。だから「戦争放棄」は他の原則と同列に埋もれさせるわけにはいかない」。

私はこれを知って、日本国憲法の由来や九条を英訳し、世界の人々に日本国民の平和への意志を知って貰おうと思い、日本の私立大学で日本文化研究と翻訳をされているアメリカ人に翻訳をお願いし、日英両国語で書いたものを、「新憲法の夜明け」という書名で出版しました（九条が憲法に挿入された事情は詳しく書かれております）。

まずアメリカの大学の図書館に資料を送り、必要

ならば贈呈しますとメールを送りましたところ、数日たって、先ず、ニューヨークのコロナビア大学から1冊送って欲しいと返事があり、一日おいて、ハー

バード大学からも同じ返事が返ってきました。現在アメリカ、イギリス、ノルウェー、シンガポールなどの大学、研究所に本を送っております。また日本国内では、京都大学、一橋大学、東北大学、など20校の図書館に弊著『新憲法の夜明け』の納本を受け入れて頂きました。

世界の大学は星の数ほどありますので、私の非力を痛感しております。皆様のご助力を頂きたいと願っております。

日本国憲法
Constitution of Japan

The Dawn of a New Constitution

新憲法の夜明け

Author: Masatomo Kodama Translator: Carl Freire

This book is a veritable **Rosetta Stone** breaking down the story of Constitutional revision in both English and Japanese. Readers will be treated to several dramatic scenarios under the enacting of a new Constitution and they will find a thorough understanding of the Constitution through this book.

憲法9条が創生された経緯について
詳しく書かれております。

★付録	
大日本帝国憲法(明治憲法)	The Constitution of the Empire of Japan
ポツダム宣言	Potsdam Declaration
GHQ草案(日本国憲法)	GHQ Draft of Constitution of Japan
日本国憲法(現行憲法)	The Constitution of Japan



A5 判ハードカバー 定価 2,000 円+税

株式会社パレード ピープレス出版部 東京支社
〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 1-19-6 6F TEL : 03-5456-9677 <http://www.p-press.jp>

納本先図書館の大学、研究機関名一覧 (2016年11月14日現在)

Reischauer Institute of Japanese Studies Fung Library of Harvard University / Harvard Yenching Library of the Harvard college Library / Starr East Asian Library Columbia University / Toshiba Library for Japanese Legal Research Columbia University School of Law / Marian Gould Gallagher Law Library University of Washington School of Law (Seattle) / Elizabeth Dafoe Library University of Manitoba (Winnipeg Canada) / Japanese Department of Cambridge University (Cambridge England) / Chinese Library National University of Singapore / Peace Research Institute Oslo (PRIO) (Norway)

京都大学/東北大学/名古屋大学/九州大学/一橋大学/神戸大学/金沢大学/新潟大学/群馬大学/福島大学/秋田大学/信州大学/岩手大学/愛媛大学/山口大学/鹿児島大学/琉球大学/横浜市立大学/公立国際教養大学(秋田市)/北海道教育大学/新潟国際情報大学/茨城キリスト教大学/國學院大学/四国大学/東海大学

●原稿をお送りください

4月下旬発行予定の「生きいき憲法」の原稿を、事務局にお送りください。字数は、1000字をめぐりに（写真も添付してください）、お願いいたします。

また、5月・6月の行事日程がありましたら、ご紹介いたしますので、原稿をお送りください。締め切りは4月10日といたします。

●年額賛同金拠出者拡大へのご協力をお願い

当連絡会は、都内九条の会のネットワークとして、これまでも重要な役割を果たしてきましたが、今後もいっそう東京での九条の会運動を発展させようと頑張っています。このために欠かすことが出来ないのは財政を確立することであり、当連絡会に賛同いただく皆様から寄せられる年額賛同金でございます。

これまでにも、何かとご支援・ご協力をいただいておりますが、あらためて皆様に年額賛同金拠出者の拡大をお願いする次第です。年額賛同金拠出者は、団体（九条の会）も歓迎ですが、できるだけ個人の方々の間にひろげてくださることをお願いします。

●「生きいき憲法」は1部30円（送料別）で販売しております。ご注文は東京連絡会まで

事務局からのお願い

紙芝居「戦争する国」にさせてたまるか！
(2016年 セリフ改訂版)

A3判・20頁箱（舞台）付き、
頒価¥3,500 税込み（送料¥1,000 込み）

●企画・制作・九条の会東京連絡会
→ご注文・お問い合わせは、九条の会東京連絡会へ



ナレーション制作：仲築間 卓蔵
イラスト制作：佐々木こずえ
発売元：九条の会東京連絡会

3月以降の主な日程

- ◆3月4日（土）13時30分～（四谷）
宗教者九条の和 第9回憲法講演会
～沖縄戦で戦死した少年飛行兵の日記から、
戦争を告発し、護憲を訴える～
講師：平野治和さん（対談：榎崎由美さん）
幼きイエス会ニコラ・バレ修道院9F大会議室
- ◆3月4日（土）18時半～21時
本多公民館ホール（国分寺）
原発事故で避難中の人々は今？
（講演会&DVD上映会）
Bye-Bye原発／国分寺の会
- ◆3月5日（日）12時～
JR武蔵小金井駅南口広場
戦争体験を語り継ぎ平和への思いを深める集い
（戦争体験者のお話、市民トーク、音楽と歌、
のちパレード）
小金井平和の日・市民イベント実行委員会
- ◆3月11日（土）14時～16時30分
国分寺労政会館
九条の会アピール賛同者集会 国分寺9条の会
- ◆3月12日（日）13時30分～
（昭島市・松原高齢者福祉センター）
オスプレイは日本のどこにもいない
横田基地への配備NO！ 昭島母親連絡会
- ◆3月13日（月）17時～
衆議院第一議員会館大会議室（300名）
東京衆議院 25小選挙区、市民と野党が大集合！

九条の会東京 学習会・決起集会のお知らせ

- 「アベ政権の『退場』を見据えて さあ次の一手を！」
講師：伊藤千尋さん、池田香代子さん、小森陽一さん
日時：3月22日（水）午後6時30分～8時30分／会場：豊島区立
生活産業プラザ・8F多目的ホール（詳細は6ページチラシ参照）
- 日本国憲法施行70年「九条の会」講演会
九条の会呼びかけ人と世話人によるリレートーク
日時：6月2日（金）午後6時開始（5時30分開場）
会場：杉並公会堂・大ホール 規模：1000人
参加費：前売券1300円（事前申し込み制）
当日券1500円 学生 500円
★主催：九条の会、九条の会東京連絡会
- ◆3月19日（日）13時30分～
安倍内閣の暴走止めよう！ 3・19 国会議員会館前行動（仮称）
総がかり行動実行委員会
- ◆3月20日（月）春分の日 代々木公園
「いのちを守れ！ フクシマを忘れない さようなら原発全国集会」
- ◆3月26日（日）午後2時～（足立区北千住）
千住九条の会第3回憲法カフェ
講師：楠 秀樹さん 日本基督教団北千住教会
- ◆3月31日（金）18時～ 昭島市公民館小ホール
「総がかり昭島市民の会」主催・学習・講演会
市民と野党の共闘で安倍政治を変えよう～その展望～
講師：山口二郎・法政大学教授
- ◆5月3日（水・祝）憲法記念日
平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会
有明・東京臨海防災公園